

高松市中小企業等貸金引上げ奨励事業
業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

高松市

1 業務の概要

(1) 件名

高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託

(2) 目的

従業員の持続的な賃金の引上げに向けて、賃金の引上げを実施する中小企業等を支援することを目的とする。

(3) 内容

高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(5) 提案上限額

金16,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、最終的な実施内容及び契約金額については、本市と調整した上で決定することとする。

2 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けた者でないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第1号）の提出の時点において、国・都道府県・市町村税を滞納していないこと。

(6) 本業務と同種・同規模程度の業務を実施した実績があり、委託業務を適格に遂行するに足る能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

3 参加申込者の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記2の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の金額（税込価格）が提案上限額を超えている場合
- (5) その他不正な行為があった場合

4 参加に係る提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	部数	提出期限・方法
1	参加表明書（様式第1号）	正本1部	令和7年3月7日 （金）午後5時まで・ 郵送又は持参【必着】
2	事業者概要書（様式第2号）又は事業者概要書の内容が記載された事業者パンフレット等（写し可）		
3	履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）		
4	企画提案書（様式任意） 表紙、基本方針、コンセプト、類似業務の実績、実施運営体制、全体スケジュールなど、仕様書及び評価基準などの内容を踏まえ、作成すること。 ※原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。 ※両面印刷で10枚以内（表紙、目次はページ数に含めない。）とすること。 ※文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。 ※表紙は、題名に「高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託に関する企画提案書」と記述し、提出日、企画提案者名も記述すること。	正本1部 副本5部	令和7年3月14日 （金）午後5時まで・ 郵送又は持参【必着】
5	見積書（様式任意）		

※宛先は「高松市長」とし、件名に「高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託」と明記すること。 ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）を、本業務の提案上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量を併せて記載すること。 ※会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先（注１）を記載すること（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となる。）。		
--	--	--

（注１）責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次の３つを指す。アからウまでについて全て必要となる。

- ア 責任者（事務を担当する部門の長）の氏名（フルネーム）
- イ 担当者（事務を担当する部門の者）の氏名（フルネーム）
- ウ 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

（注２）高松市における「令和５～７年物品・委託・役務の提供等競争入札参加者名簿」に登載されている者については、提出書類のうち、「３ 履歴事項全部証明書」は不要とする。

（注３）提出書類のほか、必要に応じて、その他必要な書類の提供を求める場合がある。

（２）提出期限・提出方法

上記（１）提出書類の表に記載のとおり。

※持参の場合、平日の午前９時から午後５時までとし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

（３）提出先

香川県高松市番町一丁目８番１５号

高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課

メールアドレス：shoukou@city.takamatsu.lg.jp

（４）辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第４号）」を郵送又は持参により提出すること。

提出期限は、令和７年３月１４日（金）午後５時まで（必着）とする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無については、令和7年3月11日（火）までに通知する。

(6) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した事業者が1社以上ある場合、本提案公募は成立するものとする。

5 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問及び回答書（様式第3号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。

(2) 提出先

高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課
メールアドレス：shoukou@city.takamatsu.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年2月27日（木）午後5時まで

(4) 質問書に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年3月4日（火）までに高松市創造都市推進局産業振興課ホームページへ掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。

また、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 審査の実施

企画提案書等の内容について、書面審査を実施し、選考を行う。

(1) 実施予定日

令和7年3月19日（水）

(2) 備考

企画提案者の立ちは合いは求めないものとする。

7 受託候補者の選定及び結果の通知

- (1) 企画提案書等に基づき、「高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託受託者選定委員会」において、別紙「評価基準」に基づき厳正に審査の上、最低合格点（別紙「評価基準」に示す配点の総合点500点満点中250点（5割））以上かつ総合点が最も

高い事業者を提案評価第1位通過者とし、最優先交渉権を得るものとする。総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、審査員で協議し、提案評価第1位通過者を決定する。

- (2) 選定終了後、選定結果を全ての提案者に通知する。
- (3) 企画提案者が1事業者であっても、審査を実施し、最低合格点（別紙「評価基準」に示す配点の総合点500点満点中250点（5割））を上回る場合には、受託候補者として決定する。

8 審査結果について

審査結果については、全ての提案者に対し書面を持って通知するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」上にて最優先交渉権者名を公表する。なお、非契約者に関する情報は公開しない。

9 業務委託契約

- (1) 本市と受託候補者は、提出された企画提案書及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。
なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (3) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約方法は、随意契約とする。
- (5) 契約保証金は、要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払う。

10 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

11 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合

や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/20230224151913301.html

1 2 その他留意事項

- (1) 本市が緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。
- (2) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとするが、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 全ての提出書類は、返却しない。

1 3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））。

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の宛先：総務局コンプライアンス推進課内 高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。御留意いただきたい。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html

14 スケジュール（予定）

	内容	日時
1	公募開始	令和7年2月7日（金）
2	質問書受付期限	令和7年2月27日（木） 午後5時まで
3	質問書回答期限	令和7年3月4日（火）
4	参加表明書提出期限	令和7年3月7日（金） 午後5時まで
5	企画提案書等提出期限	令和7年3月14日（金） 午後5時まで
6	書面審査	令和7年3月19日（水）
7	受託候補者の決定・公表・通知	令和7年3月24日（月）
8	受託候補者との協議	結果通知日から契約締結日まで
9	業務委託契約締結	令和7年4月上旬

【問合せ先】（提出先）

高松市創造都市推進局産業経済部 産業振興課 合田

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2411

電子メール：shoukou@city.takamatsu.lg.jp